

葛巻町地球温暖化対策実行計画
区域施策編・事務事業編

令和6年3月

目次

第 1 章 地球温暖化の背景	3
第 1 節 地球温暖化の現状	4
(1) 地球温暖化とは	4
(2) 温室効果ガスによる気温の上昇	5
(3) 地球温暖化による影響	5
第 2 節 地球温暖化対策に関する国内外の動向	6
(1) 国際的な動向	6
(2) 日本の動向	7
(3) 岩手県の動向	7
(4) 葛巻町の動向	7
第 2 章 計画の基本的事項	8
第 1 節 計画主旨	9
第 2 節 計画の位置づけ	9
第 3 節 計画期間、目標年度	10
第 4 節 対象とする温室効果ガス	10
第 3 章 区域施策編	11
第 1 節 葛巻町の地域特性	12
(1) 位置・地勢	12
(2) 気候	12
(3) 人口	13
(4) 産業構造	14
第 2 節 本町のエネルギーを取り巻く状況	15
(1) 温室効果ガス排出量	15
(2) 森林による CO ₂ 吸収量	16
(3) 再生可能エネルギー設備導入状況	16
第 3 節 温室効果ガス排出量の削減目標	18
第 4 節 目標達成に向けた施策項目の検討	19
(1) 基本方針 1 再生可能エネルギーの積極的な活用	20
(2) 基本方針 2 省エネルギー対策推進	21
(3) 基本方針 3 環境に配慮した自動車利用の促進	22
(4) 基本方針 4 森林の保全・整備の推進	23
(5) 基本方針 5 循環型社会の推進	24
第 5 節 点検体制	25
第 4 章 事務事業編	26
第 1 節 対象施設	27
第 2 節 二酸化炭素の排出状況	28

(1)	2019（令和元）年度の二酸化炭素排出量	28
(2)	2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量.....	29
第3節	削減目標.....	30
第4節	具体的な取り組み.....	31
(1)	基本方針1 施設設備等の導入・更新	32
(2)	基本方針2 施設設備等の運用改善	32
(3)	基本方針3 グリーン購入等の推進	33
(4)	基本方針4 職員の日常の取組推進	34
第5節	推進・点検体制.....	35
(1)	推進体制.....	35
(2)	点検体制.....	35

第 1 章 地球温暖化の背景

第1節 地球温暖化の現状

(1) 地球温暖化とは

私たちが生活する地球は、太陽からの放射エネルギーで温められる一方、この温められた熱エネルギーを宇宙空間に放出しています。

地球を覆う大気は、さまざまな成分からなっていますが、このうち、太陽からの熱を吸収し、地表から熱の放出を防いでいるのが「温室効果ガス」です。温室効果ガスには、二酸化炭素やメタン、フロンなどがあり、地球を温かく保ち、私たちが住みやすい環境を作る役割があります。

現在の地表の平均気温は約14℃に保たれていますが、大気中の温室効果ガスが増えすぎると、宇宙に放射される熱が地上に留まり気温が上昇し、地球全体の気候が変化します。これが「地球温暖化」です。

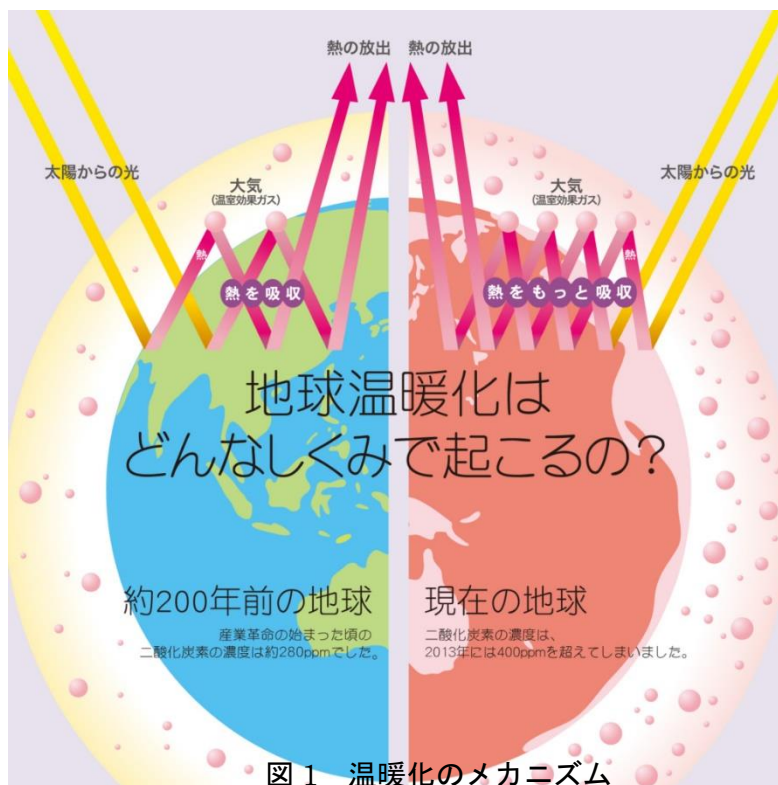


図1 温暖化のメカニズム

出典：温暖化とは？地球温暖化の原因と予測，球温暖化防止活動推進センター，
<https://www.jccca.org/global-warming/knowledge01>

(2) 温室効果ガスによる気温の上昇

大気中の二酸化炭素濃度は、気候変動を伴いながら増加していきます。この増加は化石燃料の消費や森林破壊等を伴う土地利用といった人間活動により大気中に放出されたもので、一部は森林や海洋に吸収されていますが、残りが大気中に蓄積されることによってもたらされます。

2022（令和 4）年の世界の年平均気温は、1991（平成 3）年から 2020（令和 2）年の 30 年間の平均値を基準とすると上昇しており、基準値からの偏差が+0.24℃となっています。世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、上昇率は 100 年あたり 0.74℃となっています。

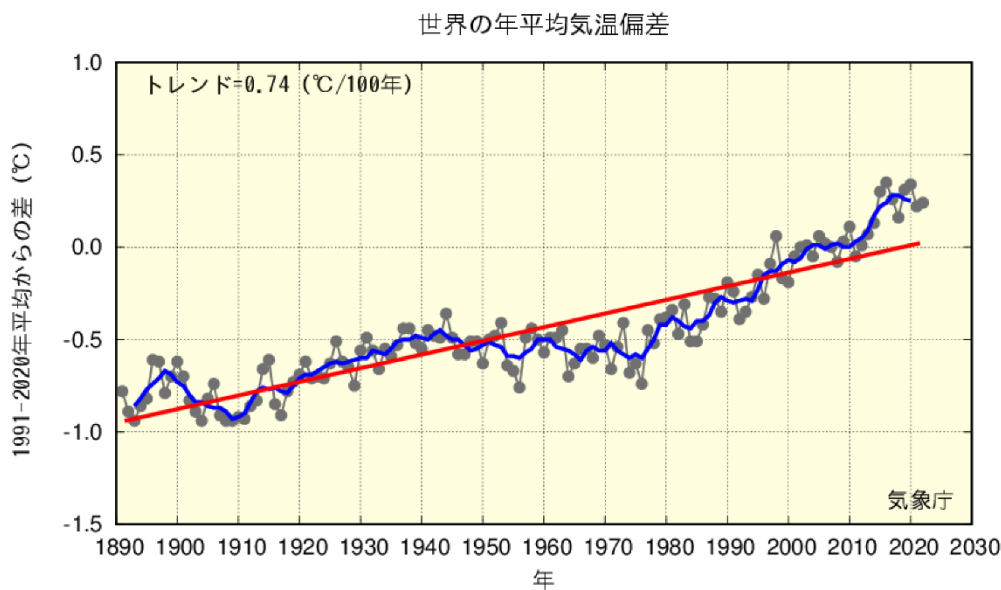


図 2 世界の年平均気温偏差

※図中の細線（黒）は各年の基準値からの偏差、太線（青）は偏差の 5 年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向を示します。偏差の基準値は 1991（平成 3）～2020（令和 2）年の 30 年平均値。

出典：気候変動監視レポート 2022 P53, 気象庁

(3) 地球温暖化による影響

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 6 次評価報告書によると、このまま何の手立ても行わず、予想される最も気温上昇の高いシナリオとなった場合、21 世紀末には世界の平均気温は産業革命以前と比べ 3.3～5.7℃上昇し、海水面の上昇や農作物への被害、風水害の増加や激甚化等、私たちの生活を脅かしかねない事態が起こることが予想されています。我が国でも、気候変動による様々な影響が現れています。近年各地で発生する豪雨被害や毎年のように国内観測史上最高気温が更新される等、気候変動によると思われる気象災害や被害が毎年のように発生しています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

第 2 節 地球温暖化対策に関する国内外の動向

(1) 国際的な動向

1997（平成 9）年 12 月に京都で開催された第 3 回締約国会議（COP3）では、先進国に法的拘束力のある削減目標（2008（平成 20）年～2012（平成 24）年の 5 年間で 1990（平成 2）年に比べて日本は－6%、米国－7%（その後離脱）、EU－8%）を規定した「京都議定書」が採択され我が国は目標を達成しました。

その後の、2015（平成 27）年にフランス・パリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」等を掲げました。

目的	世界共通の <u>長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持。1.5℃に抑える努力を追求。</u>
目標	上記の目的を達するため、 <u>今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成</u> できるよう、排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新の科学に従って <u>急激に削減。</u>
各国の目標	各国は、貢献（削減目標）を作成・提出・維持する。各国の貢献（削減目標）の目的を達成するための国内対策をとる。 <u>各国の貢献（削減目標）は、5年ごとに提出・更新し、従来より前進を示す。</u>
長期低排出発展戦略	<u>全ての国が長期低排出発展戦略</u> を策定・提出するよう努めるべき。（COP 決定で、2020 年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク（世界全体での棚卸ろし）	<u>5年ごとに全体進捗を評価するため、協定の実施状況を定期的に検討</u> する。世界全体としての実施状況の検討結果は、各国が行動及び支援を更新する際の情報となる。

表 3 パリ協定の概要

出典：平成 29 年環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書, 環境省

また、2021（令和 3）年 11 月に、英国・グラスゴーにおいて、第 26 回締約国会議（COP26）が開催されました。本会合内での決定文書では、最新の科学的知見に基づき、今世紀半ばでの温室効果ガス排出量実質ゼロ及びその経過点である 2030（令和 12）年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容となっています。特に、この 10 年における行動を加速させる必要があることが強調されています。

(2) 日本の動向

2020（令和 2）年 10 月、我が国ではパリ協定を踏まえ、2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。2021（令和 3）年 4 月には、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和 12）年度の温室効果ガスを 2013（平成 25）年度比で 46%削減を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて、挑戦を続けていくことを表明しました。2021（令和 3）年 6 月には、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、5 年の間に政策を総動員し、地域脱炭素の取組を加速するとしています。

(3) 岩手県の動向

2021（令和 3）年 3 月に「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできました。その後、削減目標が引き上げられた国の地球温暖化対策計画の改定や、社会情勢の変化等に対応するため、同計画を見直し、2023（令和 5）年 3 月に改訂しました。

計画は、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 57%削減することや、2030（令和 12）年度の再生可能エネルギーによる電力自給率 66%達成を目標に掲げています。

(4) 葛巻町の動向

本町は 1998（平成 10）年度「葛巻町新エネルギービジョン」を策定し、「天と地と人のめぐみを生かして」という理念を具体化し、風力発電、太陽光発電、畜ふんバイオマスエネルギー、木質バイオマスエネルギー等設備導入とともに、普及啓発事業や交流を積極的に行っています。また、2003（平成 15）年度には「葛巻町省エネルギービジョン」を策定し、町民や事業者、行政が共通の認識を持ち一体となった活動の推進を図ってきました。

また、世界的な脱炭素の流れをうけ、2019（令和元）年には「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、これまでの取り組みの発展、深化を目指しています。

第 2 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画主旨

我が国の目標である 2030（令和 12）年の温室効果ガス排出量 46%削減、そして 2050（令和 32）年のカーボンニュートラル達成に向け、町民・事業者・町（行政）それぞれの取組を整理し、産公学民が連携することで町が一体となって脱炭素の取り組みを推進することを目的として、地球温暖化対策実行計画を策定します。

第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法第 117 号）（以下「温対法」という。）第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）となります。

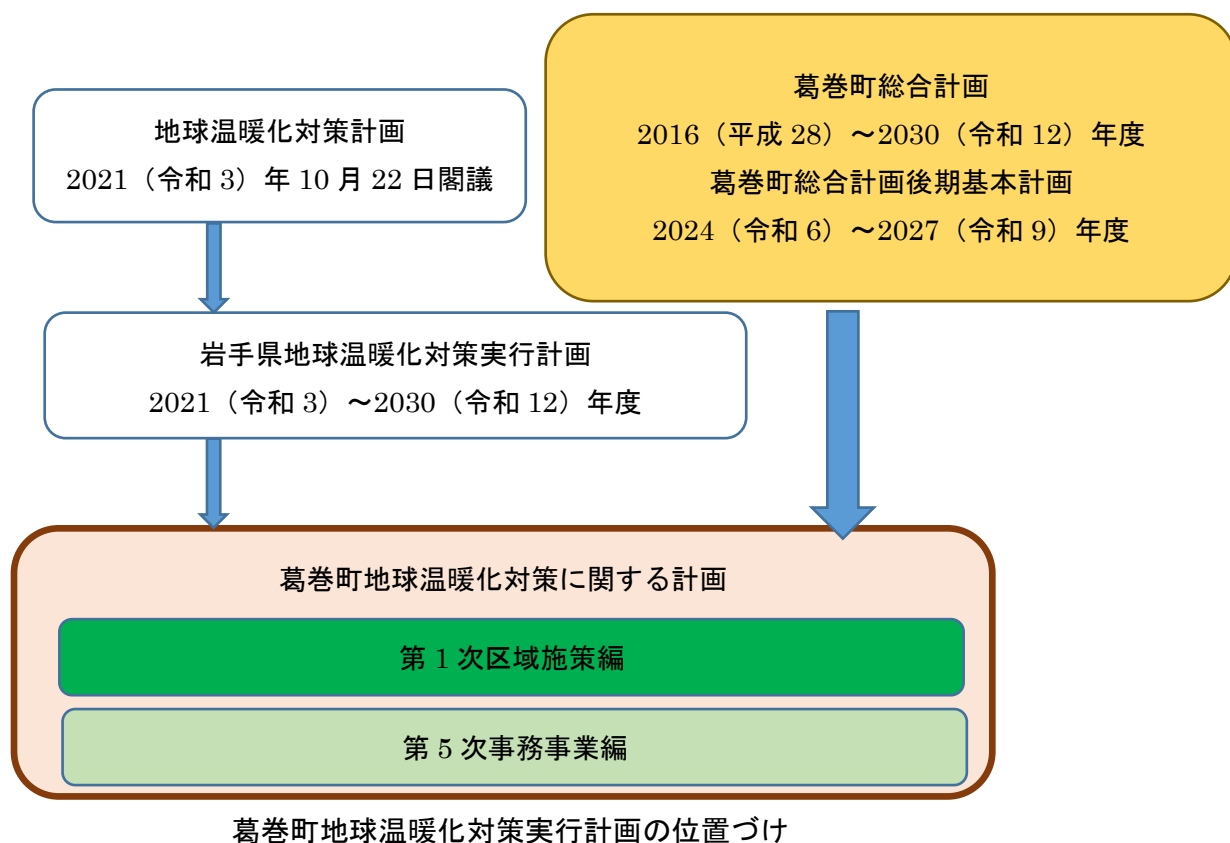
●実行計画（区域施策編）⇒第 3 章

温対法第 21 条第 3 項に基づき、町全域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出を抑制していくための施策を定め、実行していくための計画です。

●実行計画（事務事業編）⇒第 4 章

温対法第 21 条第 1 項に基づき、町有施設における事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制していくための施策を定め、実行していくための計画です。

本計画は、国や県の「地球温暖化対策計画」や、本町の上位計画である「葛巻町総合計画」その他の関連する計画とも整合を図ります。



第 3 節 計画期間、目標年度

区域施策編は、国の地球温暖化対策計画に準拠して 2013（平成 25）年度を基準年度とし、事務事業編は、対象施設の実績が把握可能な 2019（令和元）年度を基準年度とします。目標年度は中期目標を 2030（令和 12）年度、長期目標を 2050（令和 32）年度に設定します。

区分	年度
基準年度	区域施策編：2013（平成 25）年度 事務事業編：2019（令和元）年度
目標年度	中期：2030（令和 12）年度 長期：2050（令和 32）年度

基準年度及び目標年度

計画期間は、中期目標年度に合わせて、2024（令和 6）年度から 2030（令和 12）年度までの 7 年間とします。また、上位計画である葛巻町総合計画後期基本計画の目標年度である 2027（令和 9）年度に計画の中間検証を実施することとします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

年度（西暦）	2013		2019		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		2040		2050
年度（年号）	25		R 元		6	7	8	9	10	11	12		22		32
葛巻町総合計画 後期基本計画					計画期間										
								目標 年度							
葛巻町地球温暖 化対策実行計画 （区域施策編）					計画期間										
								中間 検証			目標 年度 （中期）				
葛巻町地球温暖 化対策実行計画 （事務事業編）					計画期間										
								中間 検証			目標 年度				

計画の期間等

第 4 節 対象とする温室効果ガス

削減対象とする温室効果ガスは、区域施策編、事務事業編いずれも法律で定められた削減対象である 9 種類のガスのうち、二酸化炭素を対象とします。

第 3 章 区域施策編

第 1 節 葛巻町の地域特性

(1) 位置・地勢

本町は、岩手県の北東部に位置し、周囲は標高 1,000m 級の山々に囲まれた山間地帯で、北に九戸村、久慈市、東に岩泉町、西に一戸町、岩手町、南を盛岡市と接し、盛岡市から国道 281 号を経て 69km の地点にあります。

町の総面積は、434.96km²であり、その約 85%が森林で占められ標高は高く面積のほとんどが 400m 以上で急峻な山岳と溪谷、そしてなだらかな高原地形が点在する変化に富んだ地形となっています。

町を南北に流れる馬淵川は、袖山高原にその源を発して、青森県八戸市で太平洋に注いでおり、馬淵川とその支流沿いに耕地が開け集落を形成、山の斜面は森林として利用され、頂上部の高原は牧場として活用されています。

(2) 気候

本町の気候は、1991（平成 3）～2020（令和 2）年における月平均気温は、8 月が 21.3℃で最も高く、1 月が－3.8℃で最も低くなっており、年平均気温は 8.5℃と冷涼な気候となっています。降水量は、年間 1,000mm 前後であり、7 月～8 月にかけて多い傾向にあります。

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の深さ合計 (cm)	最深積雪 (cm)
1月	41.6	-3.8	0	-8.2	1.6	47.4	116	36
2月	38.5	-3.2	1	-8	1.7	66.6	107	42
3月	57.8	0.5	5.3	-4.5	1	123.1	76	31
4月	62.8	6.8	12.7	0.8	1.7	160.8	7	4
5月	75.1	12.8	19.1	6.3	1.4	182.9	0	0
6月	86.2	16.7	22.6	11.3	1.1	152.1	0	0
7月	147.3	20.6	25.7	16.2	1	131.1	0	0
8月	157.1	21.3	26.7	17	1	139.1	0	0
9月	130.9	17	22.4	12.4	1	126.3	0	0
10月	104.3	10.4	16.2	5.2	1.2	119.6	0	0
11月	72.1	4.4	9.5	-0.5	1.5	82.4	4	2
12月	64.3	-1.1	2.8	-5.2	1.6	51.6	79	22
年	1038	8.5	13.7	3.6	1.4	1384.6	384	53

表 4 本町の気候 1991(平成 3)～2020(令和 2)年

出典：平年値(年・月ごとの値), 気象庁アメダス葛巻観測所データ

(3) 人口

本町の人口は、2020（令和 2）年国勢調査では 5,634 人となっており、1955（昭和 35）年の 15,964 人をピークに減少し続け、ピーク時と比較すると約 63%減少しています。

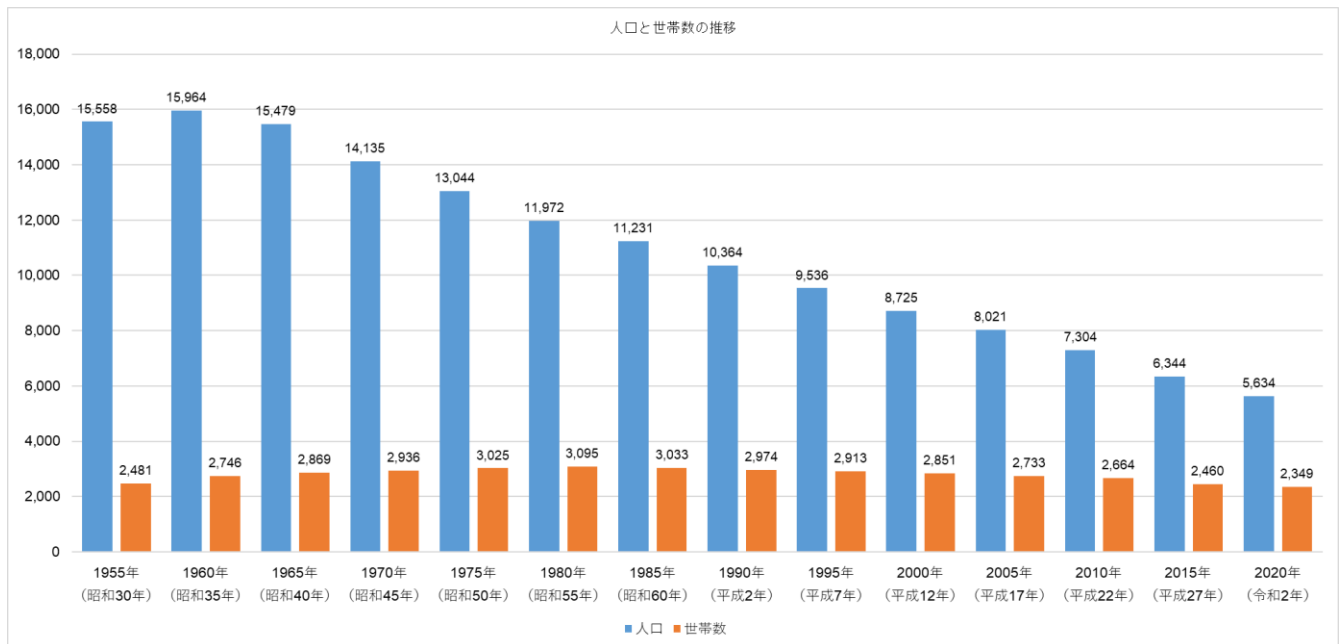


図 5 人口と世帯数の推移

出典：1955(昭和 30)年～2020(令和 2)年 国勢調査

(4) 産業構造

本町の就業者数は、2020（令和 2）年の国勢調査では 2,679 人で、2015（平成 27）年との比較では 10.8%の減少となっています。産業別就業人口の割合は、第 1 次産業が 27.2%、第 2 次産業が 25%、第 3 次産業が 47.7%で、第 1 次産業の割合が減少し、第 2 次産業、第 3 次産業へ就業人口割合がシフトしています。

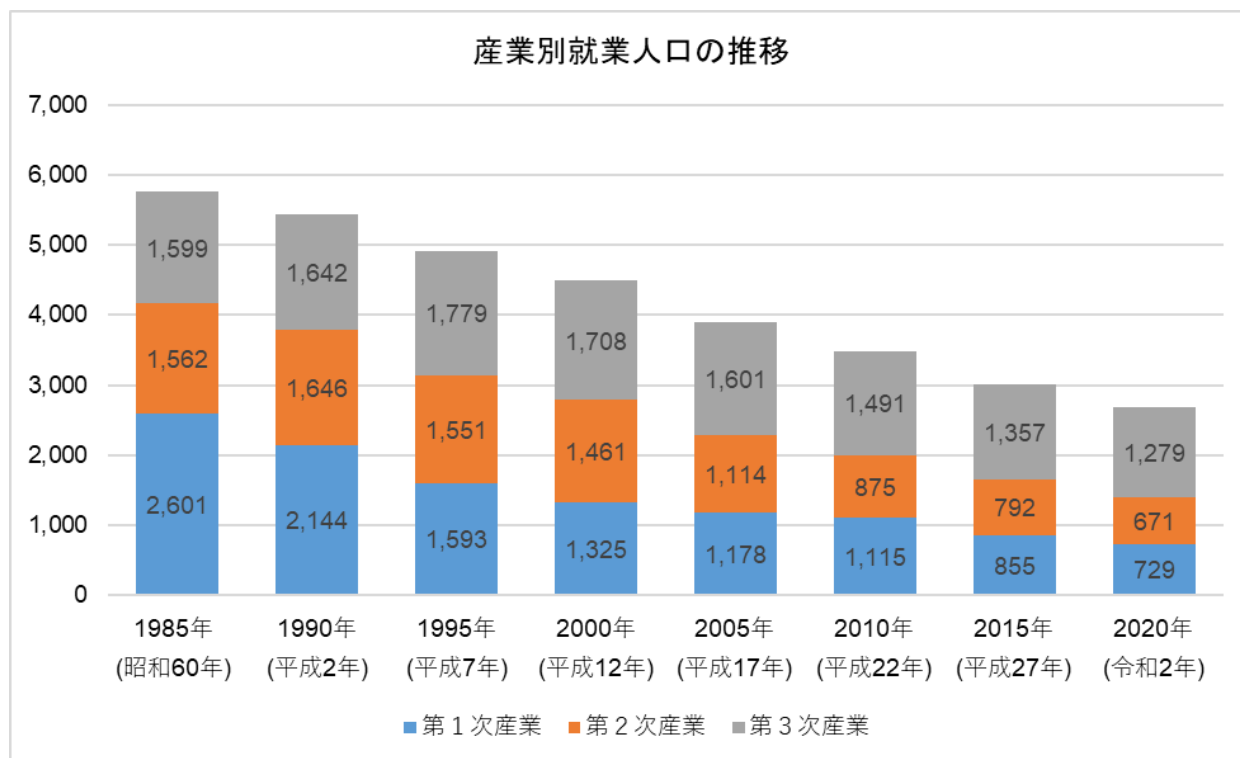


図 6 産業別就業人口の推移

出典：1985(昭和 60)年～2020(令和 2)年 国勢調査

第2節 本町のエネルギーを取り巻く状況

(1) 温室効果ガス排出量

下記表は、2013（平成25）年度及び2018（平成30）年度の本町の部門別CO₂排出量です。本町の温室効果ガス排出量は、基準年である2013（平成25）年度で55,732t-CO₂、2018（平成30）年度で46,467t-CO₂であると推計され、基準年度2013（平成25）年度比で16.6%減少しています。

部門別でみると、2018年度のCO₂排出量は産業部門（15,225t-CO₂）が最も多く、次いで運輸部門（12,785t-CO₂）、家庭部門（11,806t-CO₂）、業務その他部門（6,223t-CO₂）、一般廃棄物（428t-CO₂）となっています。

2013（平成25）年度と比較すると、産業部門が△2,609t-CO₂（△14.6%）、業務その他部門が△2,176t-CO₂（△25.9%）、家庭部門が△3,146t-CO₂（△21%）、運輸部門が△1,399t-CO₂（△9.9%）、一般廃棄物が65t-CO₂（17.9%）となっています。

分野	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	増減率
産業部門	17,834	15,225	-14.6%
製造業	10,074	8,985	-10.8%
建設業・鉱業	655	732	11.8%
農林水産業	7,105	5,508	-22.5%
業務その他部門	8,399	6,223	-25.9%
家庭部門	14,952	11,806	-21.0%
運輸部門	14,184	12,785	-9.9%
旅客自動車	6,161	5,352	-13.1%
貨物自動車	8,023	7,433	-7.4%
一般廃棄物	363	428	17.9%
排出量合計	55,732	46,467	-16.6%

表7 2013（平成25）年度及び2018（平成30）年度の部門別二酸化炭素排出量

出典：部門別二酸化炭素排出量の現況推計，環境省，

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikei2.html ※鉄道はデータから削除。

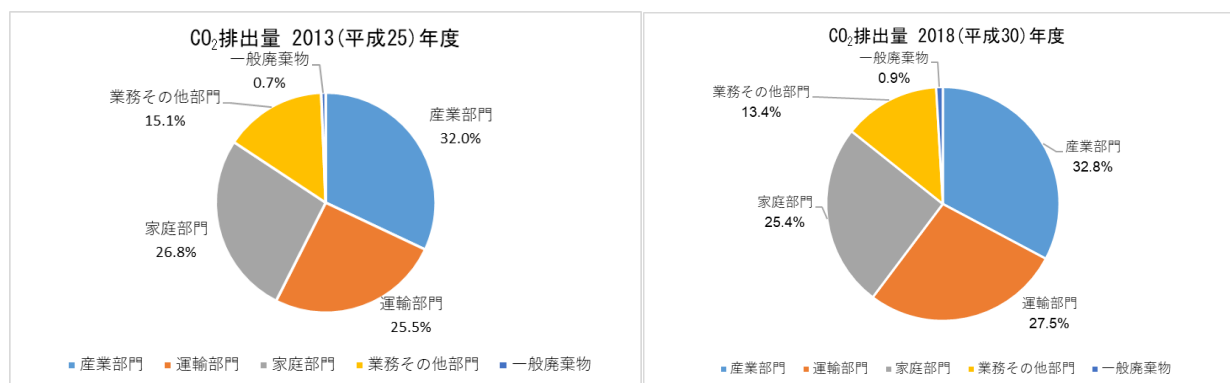


図8 2013（平成25）年度及び2018（平成30）年度の部門別二酸化炭素排出量

(2) 森林による CO₂吸収量

樹木は、成長する過程で光合成により大気中の CO₂を吸収していることから、森林の保全は地球温暖化対策に貢献する手法の 1 つとして注目されています。

本町の森林による CO₂吸収量を推計した結果、2020（令和 2）年度の CO₂吸収量は 82,770 t-CO₂/年と推計されました。これは、2018（平成 30）年度の CO₂排出量の約 1.8 倍に相当します。

【森林吸収量推計】

- ①日本国の森林面積：2,498 万 ha（温室効果ガスインベントリ 2022, 2020（令和 2）年データ）
- ②生体バイオマス年間吸収量：56,255 千 t-CO₂（温室効果ガスインベントリ 2022, 2020（令和 2）年データ）
- ③葛巻町の現況森林面積：36,752ha（農林センサス 2020（令和 2）年）
- ④葛巻町における CO₂年間森林吸収量（②÷①×③）：82,766t-CO₂

(3) 再生可能エネルギー設備導入状況

本町は、これまでに風力発電施設 65,600kW、太陽光発電設備 897kW、バイオマス熱利用設備 13,113MJ の導入を進めてきました。

また、家畜排せつ物の適正処理及び有効活用を目的とした畜ふんバイオマスシステムの導入も進め、2012（平成 24）年からは同施設へ一般家庭及び病院等の事業所から発生する生ごみの回収も始めました。

2022（令和 4）年に完成した複合庁舎くずま～るには太陽光発電設備を導入しています。

設備	規模
風力発電	65,600kW
太陽光発電/蓄電池	897kW/300.6kWh
バイオマス熱利用	13,113MJ
畜ふんバイオマスシステム	発電 37kW 熱 180MJ
木質バイオマスガス化発電	発電 120kW 熱 958MJ

表 9 導入設備量

出典：町資料

	施設名	稼働年	出力 (kw)	蓄電池 (kwh)	熱 (kcal)	熱量 (MJ)	予想発電量 (kwh/年)	一般家庭 件/年	ペレット使用量 (kg/年)	CO2削減 (t/年)	事業実施主体	備考
風力	エコ・ワールドくずまき風力発電所	H11	1,200				2,102,400	707		1,043	エコ・ワールド葛巻発電(株)	令和元年8月末廃止
	グリーンパワーくずまき風力発電所	H15	21,000				54,000,000	18,160		26,784	(株)ジェイウインド	
	くずまき第二風力発電所	R2	44,600				93,767,040	31,533		46,508	(株)ジェイウインドくずまき	
太陽光	葛巻中学校	H12	50				52,560	18		26	葛巻町	事業費には、ハワ-コンディショナ(50kw)及び屋内高所照明(6基)の更新含む
		H25		20							葛巻町	
	アットホームくずまき	H15	20				21,024	7		10	医療法人敬仁会	
	くずまき高原牧場	H23	20				21,024	7		10	葛巻町	事業費には、LED照明器具交換費用含む
	星野ショートステイ事業所すみれ荘	H23	10				10,512	4		5	社会福祉法人誠心会	
	コミュニティセンター 25箇所	H23	183	114.4			192,201	65		95	葛巻町	売電収入は各自治会に還元
	車門ふるさと会館	H24	2.5				2,628	1		1	車門自治会館	独自電源システム有り
	グリーンテ-ジくずまき	H25	100	15			105,120	35		52	葛巻町	
	小屋瀬中学校	H25	10	15			10,512	4		5	葛巻町	事業日には屋内高所照明(4基)の更新含む
	五日市小学校	H25	10	15			10,512	4		5	葛巻町	事業日には屋内高所照明(4基)の更新含む
	葛巻小学校	H25	10	15			10,512	4		5	葛巻町	
	吉ヶ沢小学校	H26	10	15			10,512	4		5	葛巻町	事業日には屋内高所照明(4基)の更新含む
	葛巻町社会体育館	H27	15	15			15,768	5		8	葛巻町	事業日には屋内高所照明(12基)の更新含む
	小屋瀬小学校	H27	10	15			10,512	4		5	葛巻町	事業日には屋内高所照明(4基)の更新含む
	江刈中学校	H27	10	15			10,512	4		5	葛巻町	事業日には屋内高所照明(4基)の更新含む
	森の館ウッディ	H29	20	15			21,024	7		10	葛巻町	電気自動車用急速充電器も同時に設置(事業費には含まない)
	くずまき交流館プラト-	H29	20	15			21,024	7		10	葛巻町	
	山岸自治会館	H31	2.64				2,775	1		1	山岸自治会	
	葛巻町役場(くずま-)	R4	86.4	16.2			90,824	31		45	葛巻町	
	一般家庭太陽光発電設備	H15~	307.06	-			322,781	109		160		
太陽光照明	街中駐車場 太陽光街灯	H19	0.1				105	0		0.05	葛巻町商工会	
	小田農村公園 太陽光誘導灯	H20	0.02				17	0		0.01	小田部落会	
	葛巻町社会体育館 太陽光街灯	H26	0.13				135	0		0.07	葛巻町	
バイオマス	畜ふんバイオマス	H15	37		43,000	180	54,750	18		27	畜産開発公社	
	木質バイオマス	H17	120		228,760	957	252,288	85		125	月島機械	
	森の館ウッディペレットボイラー	H27	290		250,000	1,046		0	30,000	37	葛巻町	
	アットホームくずまきペレットボイラー	H15			1,000,000	4,184		0	250,000	311	医療法人敬仁会	
	森のこだま館ペレットボイラー	H20			86,000	360		0	38,000	47	岩手県	
	マイホームくずまきペレットボイラー	H21			100,000	418		0	25,000	31	医療法人敬仁会	
	葛巻小学校温水プール	H24	580		499,000	2,088		0	56,000	70	葛巻町	
	江刈小学校ペレットボイラー	H29	580		499,000	2,088		0	57,000	71	葛巻町	暖房利用
	葛巻病院ペレットボイラー	H29	814		700,000	2,929		0	455,000	566	葛巻町	暖房、給湯
	合計		67,854	300.6	3,405,760	14,250	151,119,072	50,820	911,000	76,089		

※電力のCO2削減量は東北電力株式会社の令和3年度基礎排出係数0.496kg-CO2/kWhで計算。

※一般家庭の年間消費電力量は電気事業連合会調べによる。2015年度247.8kwh/月×12ヶ月=2973.6kwh/年で計算。

※ペレットのCO2削減量は灯油の排出係数2.49kg-CO2/リットルとし、ペレットの熱量を灯油の1/2で計算した場合による。

表 10 導入設備一覧

出典：町クリーンエネルギーパンフレットより作成

第 3 節 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標は、国の地球温暖化対策計画に準拠し、中間年である 2030（令和 12）年度においては 2013（平成 25）年度比 46%削減（排出量：30,095t-CO₂/年）、2050（令和 32）年度においては温室効果ガス排出量実質ゼロ（排出量：0t-CO₂/年）を目指します。

温室効果ガス削減目標

2013（平成 25）年度の温室効果ガスの総排出量（CO₂換算）を基準とし、2030（令和 12）年度に 46%削減を達成します。

項目	基準年度 2013（平成 25）年度	中間目標 2030（令和 12）年度	最終目標 2050（令和 32）年度
温室効果ガスの 総排出量	55,732t-CO ₂	30,095t-CO ₂	0t-CO ₂
削減率	—	46%	100%

第4節 目標達成に向けた施策項目の検討

【基本方針】

基本方針1 再生可能エネルギーの積極的な活用

- ①公共施設への太陽光発電の導入
- ②家庭・事業所への再生可能エネルギー設備導入支援
- ③農地、工場への太陽光発電導入支援
- ④畜産バイオマス活用
- ⑤地産地消電源としての風力発電事業検討
- ⑥その他地域に賦存する再生可能エネルギーの活用
- ⑦エネルギーの地産地消を検討

基本方針2 省エネルギー対策の推進

- ①公共施設への省エネルギー設備・機器の率先導入
- ②家庭・事業所の省エネルギー設備・機器導入支援
- ③木質バイオマス熱利用設備の導入支援
- ④公共施設の省エネルギー行動の徹底
- ⑤省エネルギーに配慮した住宅や新エネルギー住宅の普及促進
- ⑥省エネルギー等に関する啓発の実施

基本方針3 環境に配慮した自動車利用の促進

- ①公共交通の利用促進
- ②エコドライブの推進
- ③公用車への次世代自動車の導入検討
- ④家庭、事業所への次世代自動車普及促進

基本方針4 森林の保全・整備の推進

- ①木質バイオマス熱利用設備の導入支援（再掲）
- ②森林交流事業の実施
- ③町産材利用促進事業の実施
- ④森林保全特別対策事業の実施

基本方針5 循環型社会の推進

- ①ごみの分別徹底
- ②3R 運動の啓発
- ③買い物袋持参の推進
- ④不法投棄パトロールの実施及び啓発活動の実施

(1) 基本方針 1 再生可能エネルギーの積極的な活用

【現状】

町内には、日本で最初の標高 1,000m 級の高地に建設された大規模風力発電所「グリーンパワーくずまき風力発電所」があるほか、避難所となる公共施設への太陽光発電及び蓄電池の導入、酪農で発生する畜産ふん尿からメタンガスを取り出し発電する畜ふんバイオガスプラントの導入を進めており、他の地域に先駆けて再生可能エネルギーを利活用しています。

また、町民及び事業者に対する新エネルギー設備導入の助成事業を実施しています。

【課題】

全部門のうち家庭部門の温室効果ガス排出量の割合は、2013（平成 25）年で 26.8%であり、2 番目に多くなっていることから、一般家庭の脱炭素化を大幅に進めるために太陽光発電の積極的な導入が求められます。

2003（平成 15）年に導入した、畜ふんバイオガスプラントでは葛巻町畜産開発公社で飼育している仔牛のふん尿のみを処理していることから、町内にバイオガスプラントを増設し酪農で発生する畜産ふん尿の適正処理とメタンガスの有効活用を検討する必要があります。

町内消費電力量の 3.6 倍もの電力を町内で発電しているものの、町内へ供給している電力はわずかです。再生可能エネルギーの地産地消を実現し、地域の経済循環につなげていく必要があります。

【具体的な施策・事業】

施策	内容	実施主体			取組状況
		町民	事業者	町	
①公共施設への太陽光発電の導入	太陽光発電未導入の公共施設への導入を促進する。			○	○
②家庭・事業所への再生可能エネルギー設備導入支援	2003（平成 15）年から実施している新エネルギー・省エネルギー設備導入費用の一部を助成する事業「エコ・エネ総合対策事業費補助事業」を継続し、家庭・事業所への設備導入を促進する。	○	○	○	○
③農地、工場への太陽光発電導入支援	営農型太陽光発電の実証や町内の乳製品製造工場等への再生可能エネルギー設備導入により、生産活動に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○	●
④畜産バイオマス活用	家畜ふん尿の適正な処理、メタンガスの有効活用により、酪農の魅力向上及び生産物への高付加価値化を図る。		○	○	○
⑤地産地消電源としての風力発電事業検討	地産地消電源として風力発電事業の実施と町内への電力供給を検討する。		○	○	●

⑥その他地域に賦存する再生可能エネルギーの活用	地中熱、小水力、水素等、地域で活用できる資源が豊富にあることから、利活用を検討する。		○	○	●
⑦エネルギーの地産地消を検討	町内経済循環、災害対策等につながることから、エネルギーの地産地消方策を検討する。	○	○	○	○

※取組状況は、○：総合計画において取組みを実施している施策 ●：新たに設定する施策

(2) 基本方針 2 省エネルギー対策推進

【現状】

高効率給湯器、LED 照明等の省エネルギー設備の導入に対して補助を行っています。

【課題】

町民一人ひとりが温室効果ガスの削減に対する意識を高め、日常生活を見直すとともに、実行可能な範囲で継続していくことが重要です。

具体的な行動による温室効果ガス削減効果の情報提供を行なっていくことにより省エネルギー行動の実践を啓発する必要があります。

平均気温が 8.5℃であり冬の暖房使用量が多い本町は、使用割合が高い化石燃料を木質バイオマス等の地域資源に転換していくことで、温室効果ガス排出量の大幅な削減につながります。また、省エネルギー住宅の普及もエネルギーの効率的な利用につながります。

【具体的な施策・事業】

施策	内容	実施主体			進捗状況
		町民	事業者	町	
①公共施設への省エネルギー設備・機器の率先導入	公共施設への省エネルギー設備・機器を率先的に導入し、導入効果について町民・事業者へ広く情報提供を行い、省エネルギー設備・機器の導入を推進する。			○	○
②家庭・事業所の省エネルギー設備・機器導入支援	2003（平成 15）年から実施している新エネルギー・省エネルギー設備導入費用の一部を助成する事業「エコ・エネ総合対策事業費補助事業」を継続し、家庭・事業所への設備導入を促進する。	○	○	○	○
③木質バイオマス熱利用設備の導入支援	2003（平成 15）年から実施している新エネルギー・省エネルギー設備導入費用の一部を助成する事業「エコ・エネ総合対策事業費補助事業」を継続し、家庭・事業所への設備導入を促進する。	○	○	○	○
④公共施設の省エネルギー	公共施設における電気、ガス、燃料、水			○	●

一行動の徹底	道等の節約を徹底し、省エネルギー行動を推進する。				
⑤省エネルギーに配慮した住宅や新エネルギー住宅の普及促進	省エネルギー機器の補助金等の情報を提供し、省エネルギー住宅の普及促進に努める。	○	○	○	●
⑥省エネルギー等に関する啓発の実施	環境イベント、講習会の開催、広報やホームページ等を通じた環境に関する情報発信により、省エネルギー行動の実践を啓発・推進する。	○	○	○	○

※取組状況は、○：総合計画において取組みを実施している施策 ●：新たに設定する施策

(3) 基本方針 3 環境に配慮した自動車利用の促進

【現状】

本町では、ハイブリッド自動車、電気自動車等の環境配慮型自動車の導入に対して補助を行っています。

また、公共交通の利用促進を目的として、町内路線バスを 100 円で利用できる事業を実施しています。

運輸部門（貨物自動車、旅客自動車）における、全体の温室効果ガス排出量に占める割合は 2013 年（平成 25 年）で 25.4%となっています。

【課題】

ガソリン車から環境配慮型自動車への転換を促進し、大幅な温室効果ガス排出量の削減につなげる必要があります。

【具体的な施策・事業】

施策	内容	実施主体			進捗状況
		町民	事業者	町	
①公共交通の利用促進	利便性の高い地域公共交通網の形成と利用促進に取り組む。	○		○	○
②エコドライブの推進	エコドライブやアイドリングストップの普及のため、町が率先して職員の意識向上に努めるとともに、町民・事業者に広く啓発を行う。	○	○	○	●
③公用車への次世代自動車の導入検討	公用車への次世代自動車の導入を検討する。			○	●
④家庭・事業所への次世代自動車導入促進	2003（平成 15）年から実施している新エネルギー・省エネルギー設備導入費用の一部	○	○	○	○

	を助成する事業「エコ・エネ総合対策事業費補助事業」を継続し、次世代自動車導入を促進する。				
⑤電気自動車充電インフラの整備を促進	電気自動車充電スタンド等の整備を促進し、接地箇所の周知を図る。			○	●

※取組状況は、○：総合計画において取組みを実施している施策 ●：新たに設定する施策

(4) 基本方針 4 森林の保全・整備の推進

【現状】

森林は林産物を生産する経済的機能のほか、水源の涵養や二酸化炭素吸収源対策として地球温暖化防止、生物多様性の保全、山地災害防止等の公益的機能を有しており、その機能の発揮には大きな期待が寄せられていますが、林業労働者の高齢化や担い手の減少、外国産材の輸入に伴う木材需要の低迷、木材生産コストの増加等から林業経営意欲の減退がみられることなどから、林業生産活動は停滞の傾向にあります。

森林教育の一環として、植樹祭、薪・牧・巻トリプルまきフェスタといった森林とふれあうイベントを実施しています。

岩手くずまき高原カラマツ等の地場産材を町のシンボルとなる公共施設等に有効活用し、地場産材の利用促進及び森林への理解醸成を図っています。

【課題】

林業の持つ公益的機能を十分に発揮するため、新たな森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用し、適切な森林の整備を実施する必要があります。

岩手くずまき高原カラマツ等の地場産材の利用を始め、地域資源を持続的かつ効果的に活用するため、森林資源の循環利用へ向けた意識深下を図る必要があります。

【具体的な施策・事業】

施策	内容	実施主体			進捗状況
		町民	事業者	町	
①木質バイオマス熱利用設備の導入支援（再掲）	2003（平成 15）年から実施している新エネルギー・省エネルギー設備導入費用の一部を助成する事業「エコ・エネ総合対策事業費補助事業」を継続し、家庭・事業所への設備導入を促進する。	○	○	○	○
②森林交流事業の実施	植樹祭や薪・牧・巻トリプルまきフェスタなど、森林との交流機会の拡大を図る事業開催への支援を実施する。	○	○	○	○
③町産材利用促進事業の実施	町民が町産材を使用して建物を新築または増改築する場合に、建築費の一部を助成	○	○	○	○

	する。				
④森林保全特別対策事業の実施	再造林、下刈り、除間伐、作業路整備、間伐材搬出に要する経費の一部を助成する。		○	○	○

※取組状況は、○：総合計画において取組みを実施している施策 ●：新たに設定する施策

(5) 基本方針 5 循環型社会の推進

【現状】

清掃センター（焼却施設）、リサイクルセンター、最終処分場の3施設は町単独で運営していますが、各施設とも稼働から30年以上経過しており老朽化が進んでいます。焼却施設については、令和14年度から県央ブロック8市町での広域処理を実施する計画を進めており、それまでの期間においては現施設を延命化し計画的な点検整備を行い、安全で適正なごみ処理を行わなければなりません。リサイクルセンター、最終処分場についても広域処理の方向性を注視しながら、現施設の延命化について検討する必要があります。

生ごみなどの分別細分化によりリサイクル率は県内トップクラスとなっています。

【課題】

食品ロスの削減、コンポストなどを利用した自家処理の推進、マイバッグ利用などによるごみの減量化に取り組んでいく必要があります。

3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動によるプラスチックごみ削減の推進とごみの不法投棄防止に努めていく必要があります。

【具体的な施策・事業】

施策	内容	実施主体			進捗状況
		町民	事業者	町	
①ごみの分別の徹底	ごみの出し方をチラシを用いて紹介し分別の徹底を啓発する。	○		○	○
②3R運動の啓発	環境イベントや広報等を通じて、リデュース（削減）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組み「3R運動」を啓発し、ごみの排出量削減、リユース・リサイクルを推進する。	○		○	○
③買い物袋持参の推進	マイバック利用による買い物袋の削減等、ホームページ等を通じた意識向上を図る。	○			○
④不法投棄パトロールの実施及び啓発活動の実施	自治会などによるクリーン行動を実施し、町民や事業者に対する意識啓発を図るとともに、関係機関との連携による監視・指導等、ごみの不法投棄防止に努める。	○		○	○

※取組状況は、○：総合計画において取組みを実施している施策 ●：新たに設定する施策

第 5 節 点検体制

計画の着実な推進を図り、町民・事業者・町の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す PDCA サイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

また、必要に応じて計画本体についても評価・見直しを実施し、その取り組み状況について、公表・周知をしていきます。

Plan（計画）	・実施する対策・施策の具体的な内容の検討
Do（実施）	・関係部局との連携 ・ステークホルダーとの連携
Check（点検・記録）	・全体目標に対する達成状況や課題の評価 ・各主体の対策に関する進捗状況の把握 ・年次報告（評価・公表）
Act（見直し）	・対策・施策の改善（内容、事業量等）の検討

第 4 章 事務事業編

第 1 節 対象施設

計画の対象範囲は、全ての行政事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

【対象施設一覧】

担当課	対象施設
総 務 課	くずま〜る、公用車
いらっしやい葛巻推進課	公用車
住 民 会 計 課	公用車
健 康 福 祉 課	高齢者福祉センター、公用車
農林環境エネルギー課	清掃センター、リサイクルセンター、公用車
建 設 水 道 課	飲料水供給施設、葛巻クリーンセンター、四日市クリーンセンター、 除雪機械格納庫、ロードヒーティング、公用車
こ ども 教 育 課	町内小中学校、町内保育所、給食センター、スクールバス、公用車
ま な び 交 流 課	公用車
病 院	葛巻病院、公用車

第 2 節 二酸化炭素の排出状況

(1) 2019（令和元）年度の二酸化炭素排出量

基準年度である 2019（令和元）年度の事務・事業における二酸化炭素排出量は、2,644t-CO₂です。

区分	排出量
二酸化炭素（CO ₂ ）	2,644t-CO ₂

排出要因別にみると、他人から供給される電気の使用による二酸化炭素排出量の割合が最も多く 67.9%を占めており、次いで暖房利用に伴う重油の使用による排出量の割合が多く 14%を占めています。

区分	排出係数	使用量	単位	CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	排出量割合
電気	0.00052	3,441,043	kWh	1,796	67.9%
LPG	0.00300	1,059	m ³	7	0.3%
灯油	0.00249	83,970	l	209	7.9%
重油（施設暖房）	0.00271	136,171	l	369	14.0%
重油（廃棄物の焼却）	0.00271	1,100	l	3	0.1%
ガソリン	0.00232	62,868	l	146	5.5%
軽油	0.00258	43,902	l	113	4.3%
合計				2,644	100.0%

表 11 2019（令和元）年度 排出要因別二酸化炭素排出量
出典：葛巻町実績値

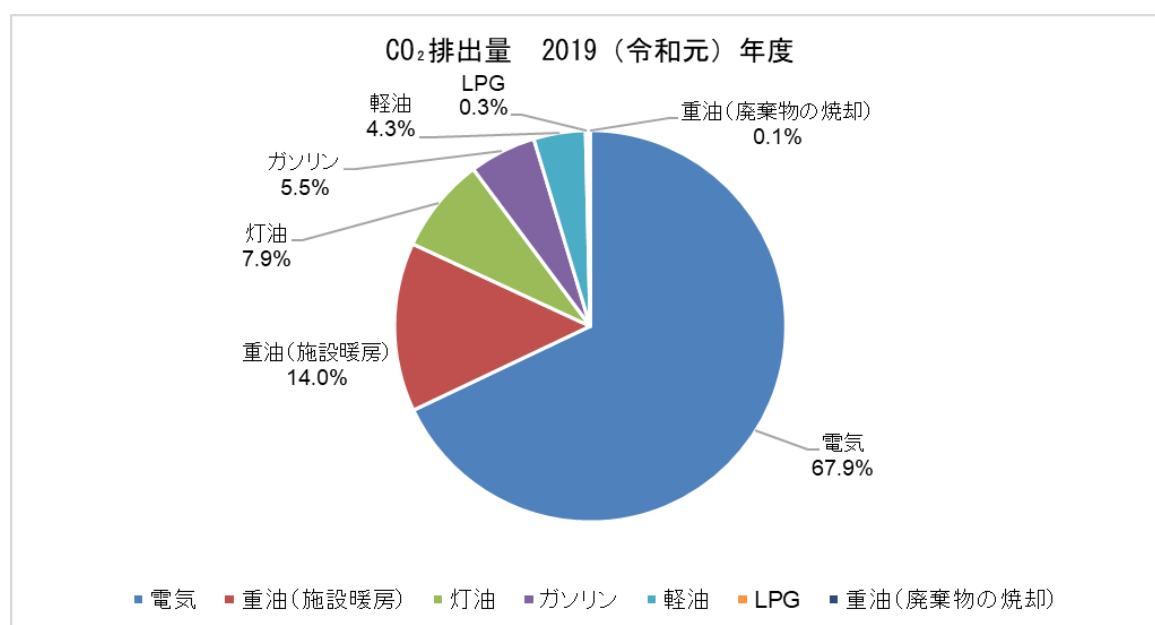


図 12 2019（令和元）年度 排出要因別二酸化炭素排出量
出典：葛巻町実績値

(2) 2022（令和4）年度の二酸化炭素排出量

直近年度である 2022（令和4）年度の事務・事業における二酸化炭素排出量は、2,356t-CO₂です。

区分	排出量	基準年度 2019（令和元） 年度比削減割合
二酸化炭素（CO ₂ ）	2,356t-CO ₂	10.9%削減

排出要因別にみると、他人から供給される電気の使用による二酸化炭素排出量の割合が最も多く 48.9%を占めており、次いで暖房利用に伴う重油の使用による排出量の割合が多く約 31.5%を占めています。

区分	排出係数	使用量	単位	CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	排出量割合
電気	0.00050	2,321,827	kWh	1,152	48.9%
LPG	0.00300	1,013	m ³	7	0.3%
灯油	0.00249	78,032	l	194	8.2%
重油（施設暖房）	0.00271	274,239	l	743	31.5%
重油（廃棄物の焼却）	0.00271	425	l	1	0.0%
ガソリン	0.00232	50,049	l	116	4.9%
軽油	0.00258	55,489	l	143	6.1%
合計				2,356	100.0%

表 13 2022（令和4）年度 排出要因別二酸化炭素排出量

出典：葛巻町実績値

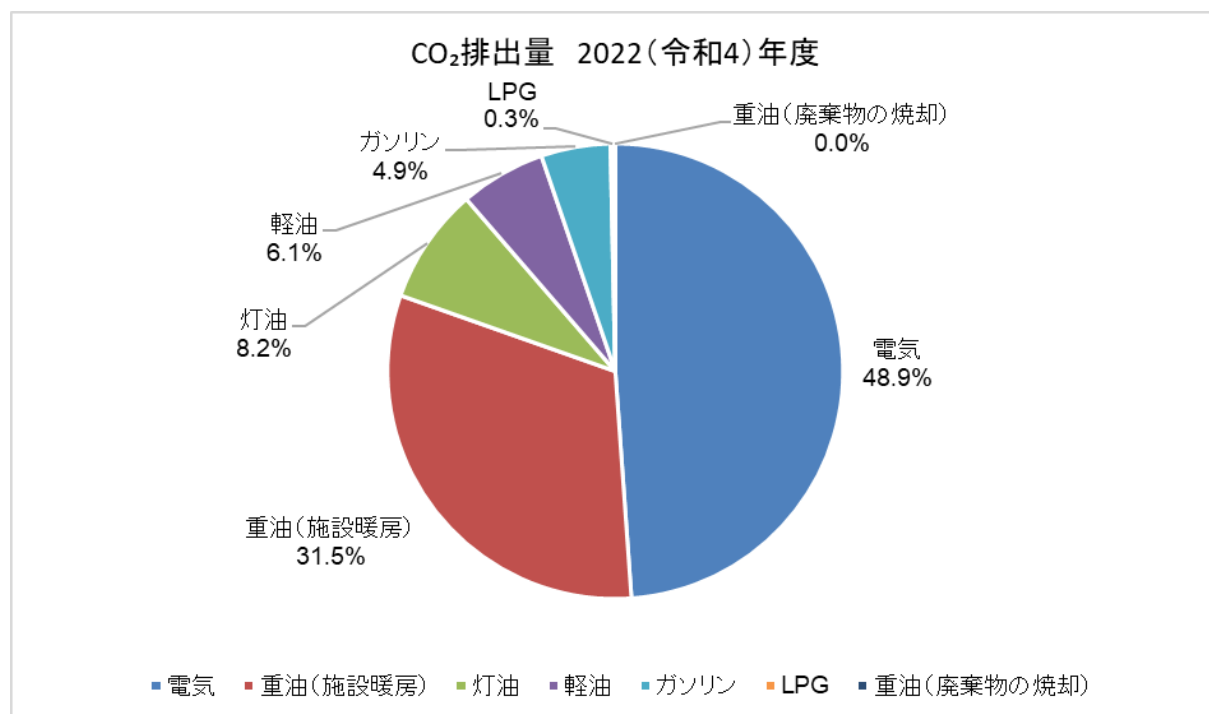


図 13 2022（令和4）年度 排出要因別二酸化炭素排出量

出典：葛巻町実績値

第 3 節 削減目標

国の地球温暖化対策計画では、「産業部門」「業務その他部門」「運輸部門」「家庭部門」「エネルギー転換部門」の 5 部門に部門分けされ目標が設定されています。そのうち事務事業編に該当する「業務その他部門」は、2030（令和 12）年度までに、2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出実績である 2.38 億 t-CO₂ から 50%削減した 1.16 億 t-CO₂ を目指しています。なお、国の 2019（令和元）年度における温室効果ガス排出実績は 1.93 億 t-CO₂ であり、2030（令和 12）年度目標を達成するためには 2019（令和元）年度比で 40%削減する必要があります。

本町の削減目標の設定については国と遜色無い目標とするため、基準年度である 2019（令和元）年度から 2030（令和 12）年度までに 40%削減することとします。

温室効果ガス削減目標

2019（令和元）年度の温室効果ガスの総排出量（CO₂ 換算）を基準とし、2030（令和 12）年度に 40%削減を達成します。

項目	基準年度 2019（令和元）年度	目標年度 2030（令和 12）年度
温室効果ガスの総排出量	2,644t-CO ₂	1586.4t-CO ₂
削減率	—	40%

第 4 節 具体的な取り組み

【基本方針】

基本方針 1 施設設備等の導入・更新

- ①公共施設の整備
- ②既存施設の活用
- ③再生可能エネルギーの導入
- ④高効率機器の導入

基本方針 2 施設設備等の運用改善

- ①空調機器の保守
- ②燃焼機器類の運用
- ③その他運用

基本方針 3 グリーン購入等の推進

- ①環境負荷の少ない事務用品、電化製品、公用車の購入

基本方針 4 職員の日常の取組推進

- ①事務用紙類の削減、効率的利用の推進
- ②省エネルギー行動の推進
- ③自動車の適正使用
- ④廃棄物の減量とリサイクルの推進
- ⑤職員の意識の高揚

(1) 基本方針 1 施設設備等の導入・更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、再生可能性エネルギーの活用や効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

①公共施設の整備	○建て替えの際は、建築物のライフサイクルコストを長く保つ設計になるように努める。 ○建て替えの際は、ZEB（※1）を目指した設計を検討します。ZEBが難しい場合は、それに準じる設計（Nearly ZEB、ZEB Ready 等）を検討する。 ○二酸化炭素の貯蔵と吸収の役割を果たす木材の利用を促進する。 ○公共施設への電気自動車用急速充電器の設置を進める。
②既存施設の活用	○既存施設は、リフォームするなどして、有効利用に努める。
③再生可能エネルギーの導入	○公共施設の建て替えや改修に合わせ、防災拠点や避難所を中心に太陽光発電や地下水熱など、再生可能エネルギーの導入を検討する。
④高効率機器の導入	○公共施設の照明、街路灯についてLED照明を導入する。 ○冷暖房施設は、ヒートポンプ（※2）技術を活用した空調システムや蓄熱式空調システム（※3）等、高効率機器採用に努める。

（※1）ZEB：Net Zero Energy Building の略称、エネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備の導入等により、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

（※2）ヒートポンプ：少ない投入エネルギーで、空気中などから熱を集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のこと。

（※3）蓄熱式空調システム：エネルギー需要が少ない夜間に熱エネルギーを蓄えておき、日中の空調に使用するシステム。

(2) 基本方針 2 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

①空調機器の保守	○空調フィルターの清掃を行い、空調の効率を維持し、エネルギーロスを防止する。 ○施設内における空調の適正な温度管理を図る。 ○外気取入量を最適化し、冷暖房負荷を削減するとともに、二酸化炭素濃度（※4）を適切に保ち、職場環境を良好にする。
----------	--

②燃焼機器類の運用	○ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整する。
③その他運用	○照明を適正な照度にし、省エネルギー化を図る。 ○電気・燃料等のエネルギーの使用量を定期的にモニタリングし、省エネルギー化を図る。

(※4) 二酸化炭素濃度：ビル管理法で室内の空気室基準として二酸化炭素濃度を規定。基準値 1,000ppm 以下

(3) 基本方針 3 グリーン購入等の推進

「国等による環境物品等の調達等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく取り組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

①環境負荷の少ない事務用品、電化製品、公用車の購入	○事務用品の購入にあたっては、環境ラベル（※5）商品等の環境保全型製品を指定する。 ○コピー用紙等調達する用紙類は、原則再生紙とする。 ○トイレットペーパーは、原則古紙 100%配合のものを購入する。 ○物品、記念品等の購入に際しては、過剰包装を極力避ける。 ○公用車の新規購入、買い替えに当たっては、環境負荷の少ない電気自動車導入を検討する。導入が難しい場合は、ハイブリットカーなどの低公害車を導入する。
---------------------------	---

(※5) 環境ラベル：製品やサービスの環境に関する情報を製品や、パッケージなどを通じて伝えるもの。

主要な環境ラベル（その他の環境ラベルについては環境省 環境ラベルデータベース参照）			
エコマーク		グリーンエネルギーマーク	
グリーンマーク		バイオマスマーク	
国際エネルギースタープログラム		牛乳パック再利用マーク	
再生紙使用マーク		省エネラベリング制度	

(4) 基本方針 4 職員の日常の取組推進

職員の意識啓発を進め、省エネルギー・節電等に取り組みます。

①事務用紙類の削減、効率的利用の推進	○印刷物は必要数を精査し、残部が出ないように作成する。 ○使用済み用紙は可能な限り活用（裏紙・メモ用紙等）する。 ○庁内LANや電子メール等の情報システムを活用し、資料を共有するなどペーパーレス化を図る。 ○連絡先、担当が明確にわかるものや簡易なもの（定期刊行物・チラシの配置依頼等）は、送付状等を省略する。 ○町内公共施設間で文書を送付する場合、使用済み封筒の再利用を図る。
②省エネルギー行動の推進	○不必要な照明やOA機器等のスイッチオフ、使用頻度の少ないOA機器等の節電・待機モードへの切り替えを励行する。 ○使用後は、トイレの便座蓋を閉じるよう心がける。 ○過度な冷暖房に頼らず、季節に適した服装で業務を行う期間（クールビズ・ウォームビズ）を設ける。 ○ブラインド・カーテンを活用し、冷暖房効率を高める。 ○階段利用を励行し、エレベーターの使用削減に努める。 ○計画的な事務執行により、極力残業を減らし定時退庁に努める。
③自動車の適正使用	○公用車使用時は、エコドライブを心掛け、駐停車時のアイドリングストップに努める。 ○公用車使用時は、合理的な走行ルートを選択等、計画的な運行に努める。 ○複数の人が同じ方面に出かける場合、乗り合わせを検討する。 ○安全運転講習会等において、エコドライブの啓発を行う。
④廃棄物の減量とリサイクルの推進	○フラットファイル、2穴ファイル、クリアファイルなどのファイリング用品は、再利用に努める。 ○物品の納入に際しでる梱包材等は、可能な限り業者等に引き取りを要請する。 ○公共施設のごみの分別基準に基づき、廃棄物及び資源物の分別を徹底する。
⑤職員の意識の高揚	○職員一人ひとりが環境に配慮した取り組みができるよう、研修等により意識啓発を図る。 ○国、県等で開催する講座、シンポジウム、研修会等へ積極的に参加する。 ○環境保全活動や研修に関して、必要な情報を提供する。

第 5 節 推進・点検体制

(1) 推進体制

ア 地球温暖化防止対策推進会議

地球温暖化防止対策に係る推進本部として、町長、副町長、教育長、各課長等、庁議のメンバーを構成員とする「地球温暖化対策推進会議」を設置し、本計画の進捗状況の報告を受け、取り組み方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

イ 事務局

各課から報告された、活動量データや取り組み状況のとりまとめ、資料作成等を目的に、農林環境エネルギー課に事務局を設置します。

(2) 点検体制

本経計画の進行管理は Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検・記録）→Act（見直し）の PDCA サイクルに基づき、実施します。

Plan（計画）	・ 前年の年間排出量を調査し、計画の進捗状況を確認することにより、改善点を洗い出します。また、その結果を基に 1 年間の目標設定を行い、削減に向けた取り組みを実行します。
Do（実施）	・ 計画に記載された取り組みを職員全員で実行します。
Check（点検・記録）	・ 毎月のエネルギー使用量などを課でとりまとめ、LAPSS（※6）を通して毎月の活動量を確認します。 ・ 本計画の進捗状況は、地球温暖化対策推進責任者（各課長等）が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して地球温暖化対策推進会議に報告します。 ・ 本計画で掲げている削減目標を目標年度までに達成するため、本計画がプラン通りに進んでいるか評価し、改善点を洗い出します。
Act（見直し）	・ 地球温暖化対策推進会議は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、次年度の取り組みの方針を決定します。 ・ 改定要否の検討を行い、必要がある場合には改定を行います。

（※6）LAPSS：環境省が提供する、地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）における温室効果ガス総排出量の算定・管理の支援等を目的とした地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System（通称 LAPSS）」のこと。